

第6章 計画の推進システム

第1節 計画の推進を支える体制



計画を推進していくためには、市民・事業者（地域・市民団体・NPOを含む）、環境市民会議、環境審議会、市が本計画の望ましい環境像や取り組みについて共有し、各主体がそれぞれの立場で役割を果たしていく必要があります。

1-1 | 市民・事業者（地域・市民団体・NPOを含む）

- 第4章で示された主体別の取り組み内容（環境保全活動）を実践します。
- 年次報告書やホームページ、広報紙等に目を通し、必要に応じて意見を述べます。
- 「環境保全活動団体登録制度」への登録や、環境活動リーダーなどで組織する「環境市民会議」にも積極的に参加します。

1-2 | 環境市民会議

- やいづエコ市民塾の修了生を中心に組織しています。
- 市民・事業者・市が協働で行う事業について情報提供や調整を図ります。
- 環境に関する提案や活動の発表、意見交換などを行い、本市の望ましい環境像の実現のため各主体の取り組みを活発にします。

1-3 | 環境審議会

- 焼津市環境基本条例第20条に基づき、市長が委嘱する委員10名以内により組織されています。
- 市長の諮問に応じ、環境の保全及び創造に関する事項について調査・審議します。
- 本計画の進捗状況や環境の保全及び創造に関する事項に関し、必要に応じて市長に意見を述べます。

1-4 | 環境管理責任者会議

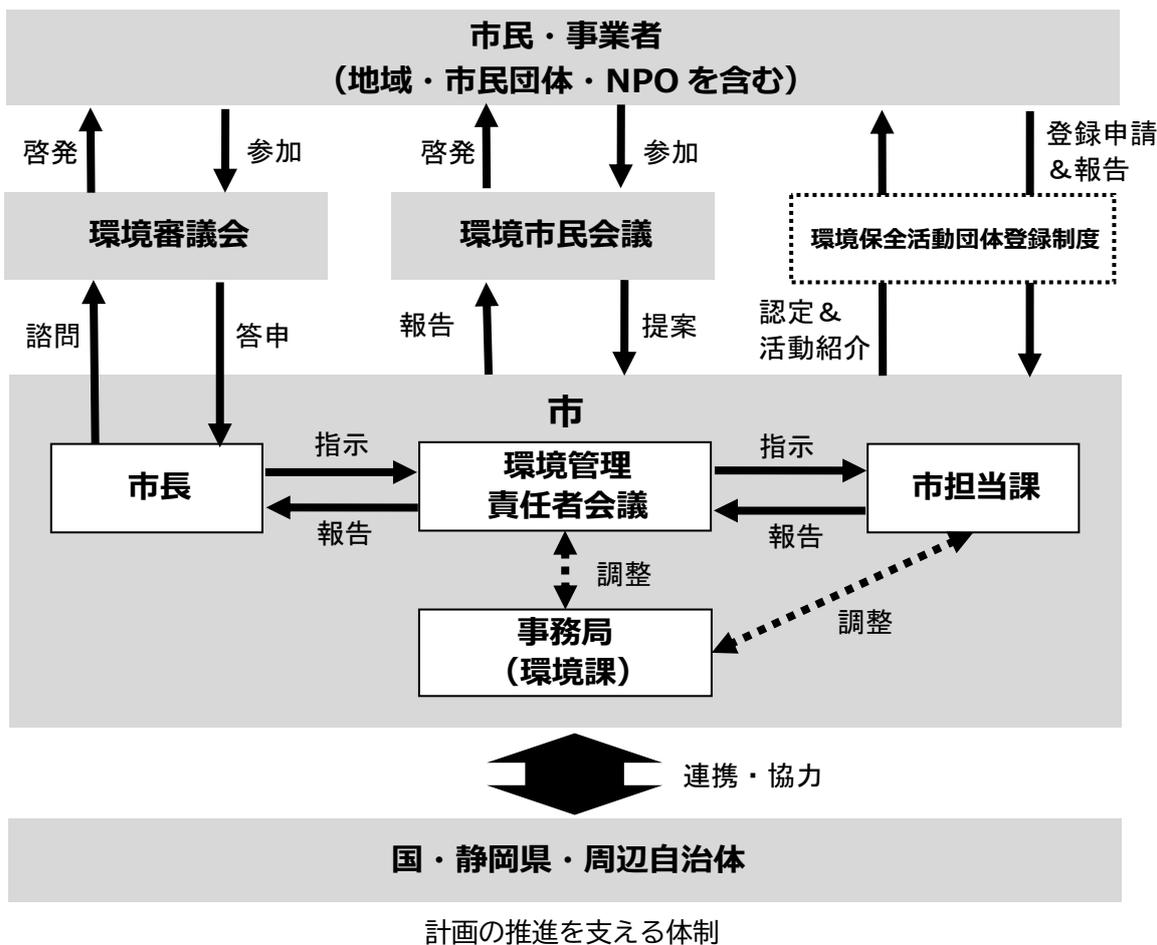
- 市の環境施策を総合的かつ計画的に推進するため、市役所内部の横断的な推進組織としてエコアクション21の実施体制における「環境管理責任者会議」を活用します。
- 計画の進行管理や効果的な取り組みの検討、複数の所管による関連事業の調整などを行います。

1-5 | 市担当課

- 市担当課では、市の施策・事業を実施する際に環境への配慮を行うことによって、市の取り組みを着実に実施していくとともに、毎年度、取り組み報告や数値目標により進捗状況を把握します。

1-6 | 事務局

- 市民や事業者と市を結ぶ窓口として、焼津市環境課が事務局を担当します。
- 各主体から市への環境に関する意見提出、問い合わせの窓口として機能します。
- 様々な環境情報を各主体へ提供し、また環境市民会議からの要請事項などを各主体へ伝達する役割を果たします。



コラム



環境保全活動団体登録制度

市内で環境保全活動を実施する団体などを登録・認定し、市民・事業者・市が一体となって環境基本計画に掲載した取り組みを推進していくものです。

■対象となる活動

市民及び事業者の皆さんが焼津市内で行う環境保全活動であり、「第3次焼津市環境基本計画」に掲載する「市の施策」「市民・事業者の取り組み」に関する環境活動が対象となります。

■登録のメリット

「第3次焼津市環境基本計画」の推進に協力していることがPRできる認定書を取得できます。また、市のホームページや広報紙などで登録を受けた市民・事業者の環境活動を紹介します。



① 環境基本計画の推進に協力していることをPRできる認定証が交付されます。



② 焼津市のホームページや「広報やいづ」などで取り組みを紹介します。



③ 団体・企業などのイメージアップや取り組みの輪を広げることにつながります。

第2節 計画を管理するためのしくみ



計画を着実に推進していくためには、施策や取り組みの進捗状況を定期的に把握・評価し、計画を見直していく必要があります。そのため、本計画の進行管理は、環境マネジメント手法の考え方を導入し、Plan（計画）、Do（実行）、Check（点検・評価）、Action（見直し）という手続きに沿って行います。進行管理にあたっては、エコアクション21の点検と合わせて行うことにより、効率化を図ります。

2-1 | Plan（計画）

- 市民や事業者の意見を広く取り入れた環境基本計画を策定します。
- 環境審議会は、市長からの諮問を受けて審議を行い、その結果として答申します。

2-2 | Do（実行）

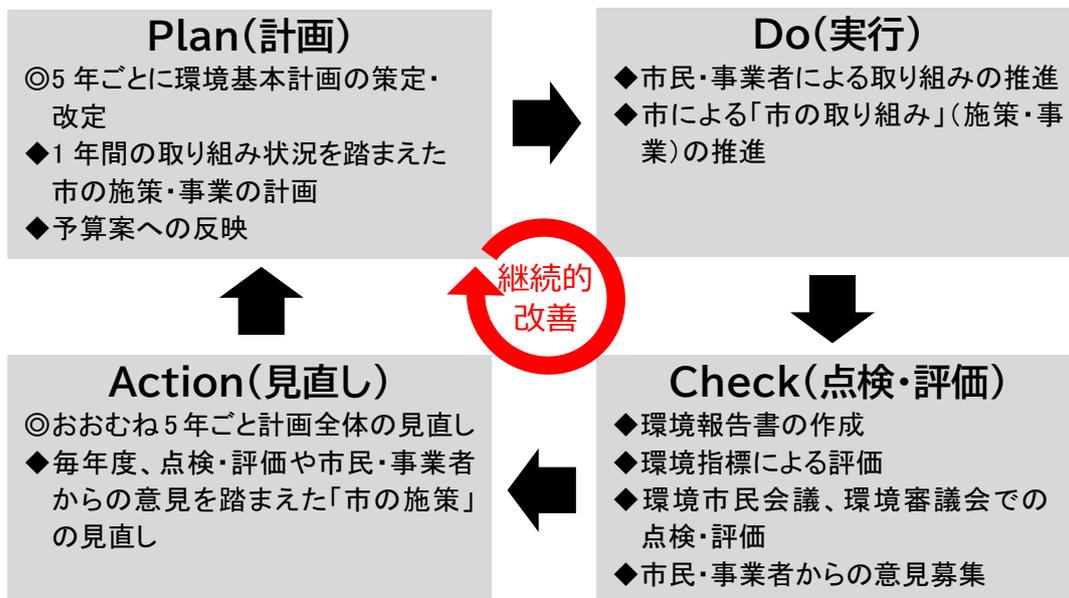
- 目標に向けた取り組みに沿って、市民と事業者、市が一体となって計画を推進します。各担当課は、実行可能な取り組みからはじめ、各施策・事業の推進を図ります。

2-3 | Check（点検・評価）

- 事務局は、各担当課から施策の実施状況について報告を受けて結果を集計し、環境市民会議及び環境審議会における点検・評価を行います。また、事務局は計画の進捗状況を公開し、市民や事業者からの意見を聴取します。

2-4 | Action（見直し）

- 環境審議会及び環境市民会議における点検、評価や市民、事業者の意見を踏まえ、施策・事業の見直しを行います。



◎印:5年ごと ◆印:毎年度

継続的改善を行う PDCA サイクル

資料編

1 計画策定の経緯



2021 (R3) 年	会議等の名称	検討・審議内容
8月 16日	環境意識に関するアンケート調査 (9月10日まで)	市民1,000人(回答率39.1%)
8月 18日	令和3年度第1回庁内策定委員会	第3次計画策定の進め方の検討
9月	令和3年度第1回庁内調整	前期計画の評価、第3次計画の取り組みの検討
9月 29日	令和3年度第1回環境審議会	第3次計画策定の進め方の審議
10月 29日	令和3年度第1回環境市民会議(書面)	第3次計画策定の進め方について意見徴取
2022 (R4) 年	会議等の名称	検討・審議内容
1月 24日	令和3年度第2回環境審議会	諮問、第1章～第2章の審議
5月 31日	令和4年度第1回環境市民会議	望ましい環境像について意見徴取
6月	令和4年度第1回庁内調整	第3次計画の数値目標・施策の検討
7月 4日	令和4年度第1回環境審議会	第3章～第4章の審議
7月 20日	令和4年度第1回庁内策定委員会	第1章から第4章の検討
8月 19日	令和4年度第2回環境市民会議	重点プロジェクトについて意見徴取
8月 30日	令和4年度第2回環境審議会	第3章～第6章の審議
12月 23日	パブリックコメント (令和5年1月23日まで)	
2023 (R5) 年	会議等の名称	検討・審議内容
2月 13日	令和4年度第3回環境審議会	計画案の審議、答申案の審議
2月 27日	答申	
3月	計画策定	

2 委員名簿


■焼津市環境審議会（敬称略、順不同）

氏名	会長・副会長	選出区分等
永田 守男	会長	学職経験者
平井 一之	副会長	学識経験者
大石 立美		市民代表
多々良 尊子		市民代表
保科 洋子		市民代表
篠宮 悟		市民代表
長島 博雄		市民代表
渡瀬 守		事業者代表
柴田 亜弓		事業者代表
栗田 浩幸		行政代表

■焼津市環境市民会議（敬称略、順不同）

木田 文夫	永野 幸子	保科 洋子	青島 雪則
小澤 昭雄	袴田 照義	阿部 好弘	九門 良一
糟屋 良子	岡田 慶	川浦 真由美	田中 和義
寺本 由希子	久野 正明	大川 鉄男	中島 晶子
池田 さえ子	鈴木 勝弘		



焼 71-1077 号
令和4年1月24日

焼津市環境審議会
会長 永田守男 様

焼津市長 中野弘道

第3次焼津市環境基本計画について（諮問）

標記のことについて、焼津市環境基本条例第7条第3項の規定に基づき、貴審議会に諮問します。

（諮問理由）

本市は、人と自然が共生し環境への負荷の少ない持続可能な社会を実現するため、平成13年3月に焼津市環境基本条例を制定し、それに基づき「焼津市環境基本計画」を平成15年3月に策定しました。平成25年度からは「第2次焼津市環境基本計画」、平成30年度からは「第2次焼津市環境基本計画（後期計画）」として、市民、事業者、民間団体及び行政が一体となり環境施策を推進しております。

第2次焼津市環境基本計画（後期計画）は、令和4年度までの計画期間で、策定後5年が経過し、地球温暖化対策やエネルギー問題、気候変動をはじめとする地球規模の環境問題など、社会情勢に大きな変化が見られることから、本年度と来年度の2カ年で環境施策や数値目標などの見直しを行い、令和5年度から10年間の「第3次計画」を策定することとしました。

つきましては、「ゼロカーボンシティ」を表明している本市の今後の環境施策の指針となる「第3次焼津市環境基本計画」の策定について、貴審議会に意見を求めるものであります。

令和5年2月27日

焼津市長 中野弘道 様

焼津市環境審議会
会長 永田守男

第3次焼津市環境基本計画について（答申）

令和4年1月24日付け焼71-1077号で諮問のあった第3次焼津市環境基本計画について、当審議会でも慎重に審議を行った結果、下記のとおり答申します。

記

第3次焼津市環境基本計画案は、焼津市環境基本条例の基本理念を踏まえ、焼津市の望ましい環境像『みんなの行動が 未来をつくる！』豊かな自然と共生するまち・やいづ〜2050年ゼロカーボンシティを目指して〜の実現に向けて、環境の現状と課題の共通認識、環境目標及び取組方針に基づく各主体の基本的な施策や計画の推進方法、具体的な取り組みなど、その内容は妥当なものと判断します。

今後、計画の推進にあたっては、まずは市が市民・事業者に計画の内容を分かりやすく、かつ、広く周知・啓発を行うとともに、社会経済状況等の変化を踏まえながら、ゼロカーボンシティの実現に向けて市民・事業者・市が連携・協働し、積極的に環境施策を展開するよう要望します。



■気候変動による影響予測

主要な日本の気候モデルである「MIROC5 (東京大学/NIES: 国立研究開発法人国立環境研究所/JAMSTEC: 国立研究開発法人海洋研究開発機構)」の気候モデルを参考とすると、21世紀末における本市の気候及び気候変動による影響予測結果は以下のとおりです。

なお、「気候変動適応情報プラットフォーム」では、将来予測を IPCC の「第5次評価報告書・統合報告書」の結果に基づいて実施しています。そのため、ここでは IPCC の「第5次評価報告書」の4つのシナリオ (RCP2.6、4.5、6.0、8.5) のうち、厳しい温暖化対策をとった場合 (RCP 2.6)、厳しい温暖化対策をとらなかった場合 (RCP8.5) の2つのシナリオを掲載しています。

21世紀末における焼津市の気候及び気候変動による影響予測結果

項目	RCP2.6	RCP8.5	予測時期	データ
①日平均気温	+1~2℃	+4~5℃	2091-2100年	A
②降水量	1.0~1.1倍	1.1~1.2倍	2091-2100年	A
③猛暑日回数	0~20日	+10~50日	2091-2100年	A
④真夏日回数	+20~40日	+50日以上	2091-2100年	A
⑤日降水量 50 mm/日以上の日数	0~2日	+2~4日	2091-2100年	A
⑥平均海面水温	+1~2℃	+3~4℃	2086-2099年	B
⑦コメ (収量)	100~110%	90~115%	21世紀末	C
⑧コメ (品質)	+30~50℃・日以上	+50℃・日以上	21世紀末	C
⑨洪水氾濫 (最大浸水深)	0~+5m以上	0~+5m以上	2081-2100年	D
⑩砂浜消失率	+25~50%	+50~75%	2081-2100年	D
⑪熱中症搬送者数	1.6~1.8倍	4~6倍	21世紀末	E
⑫熱ストレス超過死亡者数	1~3倍	10~20倍	21世紀末	E

注1) 気候モデルは、主要な日本の気候モデルである「MIROC5 (東京大学/NIES: 国立研究開発法人国立環境研究所/JAMSTEC: 国立研究開発法人海洋研究開発機構)」を引用した。

注2) 特定のシナリオに基づく予測であり、種々の要因により実際とは異なる現象が起こる可能性 (不確実性) がある。

注3) 各項目の定義は以下のとおりである。

①~⑤基準期間は1981-2000年。

⑥基準期間は1991-2005年。

⑦現在 (1981-2000年) を基準とした相対値を示す。

⑧高温による品質低下リスクを表す指標として、出穂後20日間の日平均気温26℃以上の積算値 (単位は℃・日、以下HD_m26と呼ぶ) を導入した。

0℃・日 ≤ HD_m26 < 20℃・日 高温による品質低下リスク低

20℃・日 ≤ HD_m26 < 40℃・日 高温による品質低下リスク中

40℃・日 ≤ HD_m26 高温による品質低下リスク高

⑨基準期間は1981-2000年。治水構造物の整備率を50%と仮定して、二次元不定流モデルを用いて浸水深を算出。

⑩基準期間は1986-2005年。0km毎の886地域で評価。モデルはMIROC5を含む21モデルアンサンブル平均。

⑪基準期間 (1981-2000年) における熱中症患者数を1とした場合の相対値。

⑫基準期間 (1981-2000年) における熱ストレスによる超過死亡者数を1とした場合の相対値。

注4) データは以下のとおりである。

A: 国立環境研究所「CMIP5をベースにしたCDFM手法による日本域バイアス補正気候シナリオデータ」(NIES2019 ver201909)

B: 海洋研究開発機構「日本近海域2km将来予測データ」by SI-CAT (FORP-JPN02 version2データ)

C: 環境省「地域適応コンソーシアム事業 (2017~2020)」(地域適応コンソーシアムデータ)

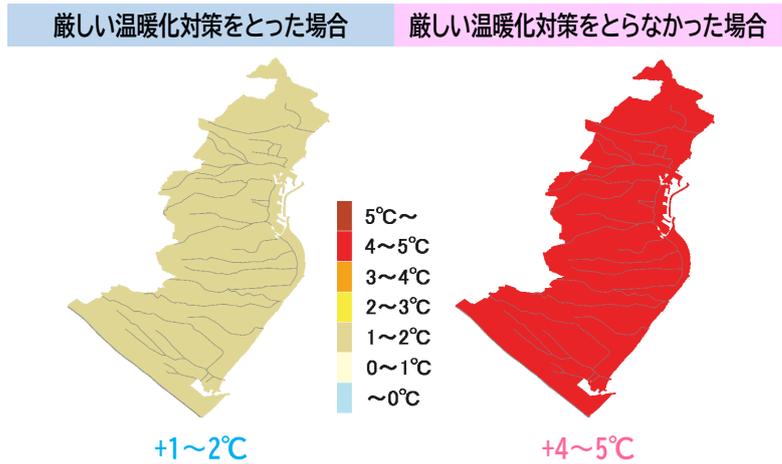
D: 文部科学省「気候変動適応技術社会実装プログラム (2015~2019)」(SI-CATデータ)

E: 「環境省環境研究総合推進費 S-8 温暖化影響評価・適応政策に関する総合的研究 (2010~2014)」

【資料: 気候変動適応情報プラットフォーム】

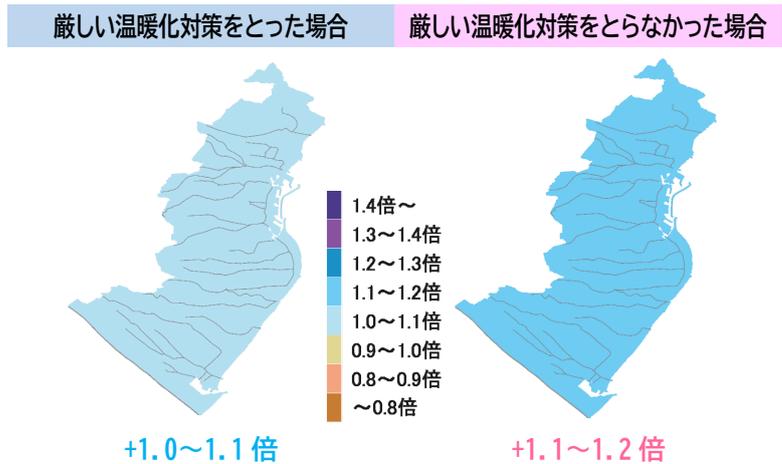
①日平均気温

日平均気温は、厳しい温暖化対策をとった場合（RCP2.6）は+1～2℃、厳しい温暖化対策をとらなかった場合（RCP8.5）は+4～5℃、現在よりも上昇すると予測されています。



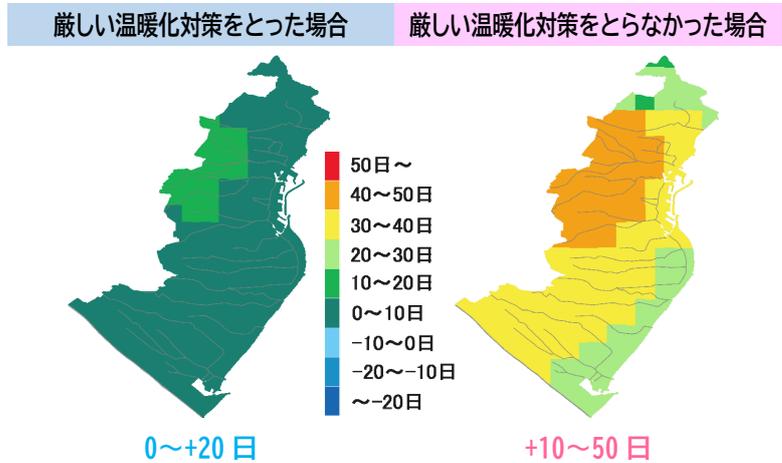
②降水量

降水量は、厳しい温暖化対策をとった場合（RCP2.6）は+1.0～1.1倍、厳しい温暖化対策をとらなかった場合（RCP8.5）は+1.1～1.2倍となり、現在とほとんど変化はないと予測されています。



③猛暑日数

猛暑日数は、厳しい温暖化対策をとった場合（RCP2.6）は0～+20日、厳しい温暖化対策をとらなかった場合（RCP8.5）は+10～50日、現在よりも増加すると予測されています。



④真夏日数

真夏日数は、厳しい温暖化対策をとった場合（RCP2.6）は+20～40日、厳しい温暖化対策をとらなかった場合（RCP8.5）は+50日以上、現在よりも増加すると予測されています。

